

令和元年9月13日

総務文教委員会

阿久根市議会

- 1 会 議 名 総務文教委員会
- 2 日 時 令和元年9月13日(金) 13時40分開会
16時11分閉会
- 3 場 所 第2委員会室
- 4 出席委員 濱田洋一委員長、竹之内和満副委員長、白石純一委員、
竹原信一委員、濱崎國治委員、牟田学委員、
濱之上大成委員、野畑直委員
- 5 事務局職員 議事係長 牟田 昇
- 6 説 明 員
- ・総務課
課 長 松崎 裕介 君 課長補佐 尻無濱久美子君
 - ・財政課
課 長 小菌 達哉 君 課長補佐 大田 省吾 君
 - ・税務課
課 長 垂 義継 君 課長補佐 新町 博行 君
 - ・スポーツ推進課
課 長 小中 茂信 君 課長補佐 大下本 護 君
 - ・教育総務課
課 長 山元 正彦 君 課長補佐 牛濱 睦郎 君
係 長 東 岳也 君
- 7 会議に付した事件
- ・議案第44号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定について
 - ・議案第45号 阿久根市会計年度任用職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の制定について
 - ・議案第46号 消費税及び地方消費税の税率の改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
 - ・議案第47号 阿久根市税条例等の一部を改正する条例の制定について
 - ・所管事務調査について
- 8 議事の経過概要 別紙のとおり

審査の経過概要

濱田洋一委員長

ただいまから、総務文教委員会を開会いたします。

本委員会に付託になった案件は、議案第44号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定について、議案第45号 阿久根市会計年度任用職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の制定について、議案第46号 消費税及び地方消費税の税率の改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、議案第47号 阿久根市税条例等の一部を改正する条例の制定についての4件であります。

日程については、配付いたしました日程表のとおり進めていきますのでよろしくお願いいたします。

なお、付託案件中、総務課所管の議案第44号と45号につきましては、地方自治法の改正に伴うもので、関連がありますので、一括議題とし、審査していきたいと考えていますので、よろしくお願いいたします。

それでは、始めに、総務課の出席をお願いします。

(総務課入室)

○議案第44号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定について及び議案第45号 阿久根市会計年度任用職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の制定について

濱田洋一委員長

それでは、議案第44号及び45号を一括議題とし、審査に入ります。

なお、お手元に配付したとおり、総務課長より説明に関して資料の配布依頼がありましたので、よろしくお願いいたします。

それでは、課長の説明を求めます。

松崎総務課長

それでは、議案第44号及び議案第45号について、一括して御説明申し上げます。

条例の説明に先立ちまして、今回の地方公務員法等の改正より新たに設けられます会計年度任用職員制度の概要について御説明申し上げます。先ほど委員長からもございましたけれども、配布させていただきました右上に議案第44号、45号参考と記載しました資料をごらんください。

1の地方公務員法の一部改正では、(1)ですが、特別職等の任用が厳格化され、特別職の範囲を専門的な知識経験等に基づき、助言、調査等を行う顧問や参与、学校医などの職に限定するものとされております。併せて、(2)ですが、一般職の非常勤職員の任用等に関する制度の明確化、すなわち、一般職の非常勤職員である会計年度任用職員に関する規定を設け、採用方法や任期等が明確化されております。本市の非常勤職員につきましては、これまで、地方公務員法第3条第3項第3号の規定に基づき、特別職の非常勤職員として任用しておりますが、今回の改正に伴いまして、常勤職員以外の職員のうち、学校医など引き続き特別職として任用するもの以外は、令和2年度から新たに設ける一般職の非常勤職員である会計年度

任用職員として任用することとなります。

次に、2の地方自治法の一部改正では、会計年度任用職員に対して期末手当の支給が可能となるよう、規定が整備されております。

以上の改正について、令和2年4月1日から施行されることとされております。

それでは、議案書のほうをお願いします。12ページになります。条例議案等参考は1ページをお願いいたします。

今回、地方公務員法及び地方自治法の改正に伴い、新たに設けられます会計年度任用職員に係る分限、懲戒及び育児休業についての規定を設けるなど、関係条例の整備等を行うため、本条例を制定しようとするものであります。条例の主な内容としましては、対象となる6条例を改正するものであります。

第1条については、一般職に属する職員の給与に関する条例の一部を改正するもので、条例中、職員の定義から会計年度任用職員を除くものであります。第2条及び第3条については、会計年度任用職員には、地方公務員法の分限及び懲戒の規定が適用されることから、阿久根市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例、及び阿久根市職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部を改正し、所要の条文整備を行うものであります。

条例議案等参考は2ページをお願いいたします。

第4条については、阿久根市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正するものであり、条文の整備を行うとともに、1週間当たりの通常の勤務時間が常勤職員と比べて短いパートタイムの会計年度任用職員の報酬の支給方法及び支給期日については、非常勤職員の例によることとし、条文中所要の改正を行うものであります。

条例議案等参考は4ページをお願いします。

第5条については、阿久根市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正するものであり、条文の整備を行うとともに、会計年度任用職員が育児休業、部分休業等を取得した際の期末手当、給与等の取扱い等について、所要の改正を行うものであります。

条例議案等参考は7ページをお願いします。

第6条については、阿久根市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正するものであり、公表の対象となる職員として、1週間当たりの通常の勤務時間が常勤職員と同一のフルタイムの会計年度任用職員を追加するものであります。

最後に附則では、この条例の施行日は令和2年4月1日としております。

次に、議案第45号について御説明をいたします。議案書の18ページをお願いいたします。議案第45号は阿久根市会計年度任用職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の制定についてでございます。

地方公務員法及び地方自治法の改正に伴い、会計年度任用職員の給与、旅費及び費用弁償に関し必要な事項を定めるため、本条例を制定しようとするものであります。

改正後の地方自治法においては、1週間当たりの通常の勤務時間が常勤職員と同一のフルタイムの会計年度任用職員については、給料、旅費及び一定の手当を支給対象とし、1週間当たりの通常の勤務時間が常勤職員と比べて短いパートタイムの会計年度任用職員については、報酬、費用弁償及び期末手当を支給対象とすることから、所要の規定の整備を行うものであります。

条例の主な内容としまして、第2条において、会計年度任用職員の給与について規定し、第4条から第7条までは、フルタイム会計年度任用職員の給料表の種類、初任給の基準、旅費等について規定をしております。第8条及び第9条では、パートタイム会計年度任用職員

の報酬の額、支給方法及び支給期日について規定し、第10条から第14条では、パートタイム会計年度任用職員の時間外勤務等に係る報酬、期末手当、勤務1時間当たりの報酬の額等について、第15条では、パートタイム会計年度任用職員の費用弁償についてを規定しております。最後に、附則では、条例の施行日を令和2年4月1日としております。

以上で御説明を終わりますが、よろしくお願い申し上げます。

濱田洋一委員長

課長の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

竹原信一委員

例えばですよ、任命権者が市長と協議して定めるという文書があるじゃないですか。これって任命権者だけでいいんじゃないのという話ですよ。市長の場合、市長が任命権者でしょう。文書をわかりやすくとか読みやすくそういう工夫をどうしてしないのかな。不思議ではない。今の件、例えばどうですか。

松崎総務課長

今、竹原委員から御指摘がありました任命権者が市長と協議をするというのは、例えば任命権者が教育委員会であるとか、他の委員会部局のときに市長と協議を行うという趣旨でありますので、そこについては、仮に教育委員会部局の会計年度任用職員の報酬等について、必要な改正を行う場合は市長と協議を行うという趣旨でございます。

竹原信一委員

だったら、市長も任命権者でしょう。だから市長と協議するんじゃないで任命権者がいいんじゃないのって。任命権者が定める職をもって書けばいいじゃないのって話ですよ。市長のほうを抜いてもいいんじゃないのっていう話。

松崎総務課長

この会計年度任用職員の給与等につきましては、通常、一般会計等、特別会計それぞれありますけれども、最終的には市長が定めるものですので、その予算編成権等については市長にあるものということで、他のそういう任命権者との協議が必要になるというふうに考えております。

竹原信一委員

単にそれはこだわりじゃん。任命権者ということで統一した内容じゃないですか、事実上。このほかの条例とのこだわりがあって市長という言葉を入れなきゃいけないって、入れなくて済むじゃん。

松崎総務課長

先ほども申し上げましたとように、予算の編成権が市長にあることから、何か協議が必要な場合は市長と協議を行う、今、議員がおっしゃられたように市長と任命権者が同一の場合もあるでしょうし、違う場合もあるでしょうから、その場合も含めて全てこの中に規定をしているということでございます。

濱田洋一委員長

竹原委員、理解は。

竹原信一委員

理解しないけど、同じことを繰り返してもしょうがないんで。

濱田洋一委員長

ほかに質疑ありませんでしょうか。

白石純一委員

社会で今同一労働同一賃金の趣旨というのは広くやはり浸透させるためにも、行政も身を切ってというか、正当な報酬体質、より適切な報酬体系をという趣旨に私は賛同するものですが、当然、期末手当も新たに支払われる部分がございますので、経費としては増額になるものと推察しますが、これは詳しくはもちろん予算措置されますが、現時点で、例えば現状の臨時職員が会計年度任用職員になった場合と仮定して、おおよそいかほどの増額、市にとっての増額要因になるのか、試算をされていたら教えてください。

松崎総務課長

現在の大まかな試算の段階でということで回答させていただきたいと思いますが、総額でおおよそ4,500万から5千万円程度の負担増となる見込みであります。

濱田洋一委員長

ほかにございませんでしょうか。

濱崎國治委員

13ページの月額報酬の関係ですけれども、これまで日額で決められていた分が国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律によってすることに改めるということですが、これは額についてはほとんど同等という考え方でよろしいのでしょうか。

松崎総務課長

お答えいたします。改正後につきましては、現行より選挙長、投票所の投票管理者、期日前投票所の投票管理者、開票管理者、投票所の投票立会人が200円の増となります。それから期日前投票所の投票立会人、開票立会人、選挙立会人につきましては100円の増ということになります。以上であります。

濱崎國治委員

これまでの国会議員等の選挙で従事する方についての経費としては国から基準額が来ていたということですが、その基準額をそのまま今度は支払うということになりますね。

松崎総務課長

今、委員から御指摘がありましたその都度額が変更になっていた分を改正していたんですけれども、国の法律によって改正されたものはその改定額を支給する、支払いをするということに改正したものであります。

濱田洋一委員長

よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、議案第44号及び45号について、審査を一時中止します。

(総務課退室、財政課入室)

○案第46号 消費税及び地方消費税の税率の改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

濱田洋一委員長

次に、議案第46号を議題とし、審査に入ります。

課長の説明を求めます。

小園財政課長

議案第46号、消費税及び地方消費税の税率の改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、御説明申し上げます。

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の一部を改正する法律及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律が施行されることにより、令和元年10月1日から、消費税及び地方消費税の税率が8%から10%に引き上げられることとなります。

このことに伴い、国からは、公の施設の使用料等について、消費税等の円滑な転嫁が要請されており、本市においては、これまで、消費税等の創設や税率の引上げに対応して、これらの使用料等の改定を行ってきております。このことから、使用料等を定めている関係の条例について改正を行い使用料等の額の見直しをするとともに、所要の規定の整備をしようとするものであります。この整備条例は、使用料等の見直しという改正の動機が共通する複数の条例について、一つの条例で一体的に改正を行うものであり、13の条例について、施設の使用料等を引き上げる等の改正を行うものであります。このことから、各課において所管する条例について、財政課で取りまとめて案を作成いたしております。

それでは、条例改正に当たっての基本的な考え方等について申し上げます。消費税等の税率の引上げに際してのこれらの使用料等の改正について、施設の使用料等の額が具体的に消費税等を含めた総額で表示されているものについては、現行の額から消費税等転嫁前の使用料等の額を必要な端数処理をして算出し、当該額に1.1を乗じて端数を処理し消費税等転嫁後の使用料等を定めるものであります。

この基本的な考え方に基づいて、第1条では阿久根市働く女性の家条例、第2条では阿久根市有温泉管理及び利用料徴収条例、第3条では阿久根市農村環境改善センターの設置及び管理に関する条例、第4条では阿久根市地区集会施設の設置及び管理に関する条例、第5条では阿久根市山村開発センターの設置及び管理に関する条例、第6条では阿久根市漁港管理条例、第7条では阿久根市営住宅条例、第8条では阿久根市都市公園条例、第9条では阿久根市立学校施設使用条例、第10条では阿久根市公民館条例、第11条では阿久根市青年の家条例、第12条では阿久根市脇本地区運動広場の設置及び管理に関する条例、第13条では阿久根市B&G海洋センターの設置及び管理に関する条例について、それぞれ所要の改正等を行うこととしております。

また、附則では、施行期日を本年10月1日とするほか、必要な経過措置を定めております。

以上で説明を終わりますが、質疑につきましては、私、課長補佐からお答えいたしますので、よろしくお願い申し上げます。

濱田洋一委員長

課長の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

白石純一委員

議案書ですね、29ページ、今回の改定が消費税による8%から10%によるものですが、この29ページの一番上の表の下にある、これは500から550というのは、少なくとも8%から10%に消費税が変わったことでこうなるとは思えないんですが、何かほかの理由なのか、あるいはこれは金額ではないのか。29ページの一番上の表のすぐ下の

別表第2の(4)のエの備考7の(2)のところ。直接の御担当ではないのでおわかりにならないのかもしれませんが。ちょっと気になったもので。

大田課長補佐

お答えいたします。条例議案等参考の19ページをお開きください。この真ん中ほどに(2) 付属設備という表がございますが、ここが改正の対象となりまして、この中の放送設備、これが500円のところが550円に改めるところであります。

白石純一委員

ということはここに関しては消費税の増額分ではなくて、この機に別の目的で使用料を変更したという理解でよろしいですね。

大田課長補佐

中身について詳細にこちらで把握しているものではありませんが、詳細につきましては担当課のほうで説明させていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

竹之内和満委員

関連なんですけれども、大概10円とか20円とか上がっているんですが、これに対して計算式なるものがあるんでしょうか。また上がってないものもあるんでしょうね。

小園財政課長

お答えいたします。竹之内委員から話がありました消費税の考え方でございますが、金額が総額で具体的に表示されているものにつきましては、現在の額から消費税転嫁前の使用料等を算出し、これに10%を乗じて算出しております。例えば、現行610円の場合ですね、610円から1.08で割ります。そうすると564.81、転嫁前の使用料、税抜きが出ます。それに1.1を掛けると621.29円、そこで10円未満端数切捨てをいたしますと620円という考え方になります。つきまして、消費税をこのように計算しますと一部のものは金額は変わらないというものがあるのも確かでございます。

竹之内和満委員

計算式はわかりました。上がらないのは何らかの理由があって上げないと。例えば働く女性の家では軽運動室と大会議室は上がりません。あと農村改善センターで冷暖房使用料が100円に、多目的ホール以外は100円に据え置きとか、そういうのはどういう形になりますかね。

小園財政課長

今、お話のありました点につきましては、例えばエアコンがあるとコイン式のものがございまして、10円に対応できないものもございましたので、その点に関しては100円と据え置いているものもございます。以上でございます。

濱田洋一委員長

ほかに質疑はございませんか。

竹原信一委員

これさ、前も言ったとおり、消費税を国に上げるわけじゃないでしょう。それなのに国の考え方というのを一応示された。それにぴったり合わせる形で上げないと何かにらまれるとかね、交付金を減らさせるとか、そんな気持ちになったりするのかな、君たちのほうは。どうなんですか。

小園財政課長

お答えいたします。そのようなことはございません。

竹原信一委員

阿久根独自の判断で上げる、上げないは決めていいことなんですね、完全に。

小菌財政課長

今回説明させていただいておりますが、地方自治法の中では公の施設の利用につき、使用料を徴収することができるかとされております。使用料について条例で定めなければならないと規定されているところがございます。利用されている方が受ける行政サービスに対する対価でありますので、その受益に応じた負担という観点から応分の負担をいただくということで今回、引き上げをさせていただくということでございます。以上でございます。

竹原信一委員

そこです、もう本来の施設を市民の福祉のために使ってもら。使いやすいようにするというのを考えると、値段を、この使用料を上げるということはそれと反対の方向に進む、使いにくくなるということはわかりますよね。こんな大きなお金を投資してせっかくつくったものが高いためにちょっとやめようという方向に動きやすいじゃないですか。そのところにちょっと配慮するなら上げるなんていうのはあり得ないと私は思うんですけども。その点については考慮しなかったのかな。どうでしょう。

小菌財政課長

委員御指摘の点はあるとは思いますが、使用料そのものを徴収しないとするのは、施設等を利用しない市民による負担が生じるということでございますので、公平性に欠けるということで今回は引き上げをさせていただいたところでございます。

濱田洋一委員長

ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

ちょっと休憩いたします。

(休憩 14:11～14:13)

濱田洋一委員長

委員会を再開いたします。

ほかに質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

なければ、議案第46号について、審査を一時中止いたします。

[発言する者あり]

休憩いたします。

(財政課退室)

(休憩 14:14～14:17)

(税務課入室)

○議案第47号 阿久根市税条例等の一部を改正する条例の制定について

濱田洋一委員長

次に、議案第47号を議題とし、審査に入ります。

課長の説明を求めます。

垂税務課長

議案第47号 阿久根市税条例等の一部を改正する条例の制定について、御説明申し上げます。議案書は34ページ、条例議案等参考は28ページになります。

今回の条例改正は、地方税法等の一部を改正する法律が施行されたことにより改正するので、改正内容は個人の市民税に関する申告書の記載事項について、一定の簡便な記載によることができることとしたもの。これが第36条の2関係、第36条の4の関係になります。そして、婚姻をしていない、あるいは配偶者の生死が明らかでないなどに該当する場合は、単身児童扶養者、これは当該単身児童扶養者の前年の合計所得金額が135万円を超える場合を除かれますけれども、とされたことにより令和3年度以後の各年度分の個人の市民税について、非課税措置の対象に加えることとしたものが1つです。これは第24条、第36条の3の2、第36条の3の3が関係しております。次に、鹿児島県が課す自動車環境性能割の非課税対象との整合性を図るため、令和元年10月1日から導入される軽自動車税環境性能割を、日本赤十字社所有の車両について非課税とすることとしたもの、これが第81条の2の関係です。次に、消費税率引上げに伴い、自家用の3輪以上の軽自動車の取得が令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間に行われたときに限りまして、環境性能割を非課税とすることとしたもの、これが附則第15条の2、附則第15条の6の関係です。次に、軽自動車の環境性能割や種別割がどの税率となる車両かの判断は、国土交通省の認定に基づくこととし、その認定を不正により受けた場合で、環境性能割、種別割に不足が生じた場合は、その不足する分は不正により認定を受けた者を課税対象として、その課税には10%加算することとしたもの、これが附則第15条の2の2の関係と附則第16条の2の関係です。次に、令和元年度及び令和2年度に初回車両番号指定して、新車登録ですね。を受けた3輪以上の軽自動車では排出ガス性能及び燃費性の優れた環境負荷の少ないものにつきましては、翌年度の軽自動車の種別割の税率を軽減することとしたもの、これが附則第16条関係。そして、令和3年度及び令和4年度に初回車両番号指定を受けた、これは電気自動車及び一定の排出ガス性能を備えた天然ガス自動車については、車両番号指定の翌年度に軽自動車税の種別割の税率を軽減することとしたもの、これが附則第16条関係などであり、これらの改正に必要な条文の整備を行ったものであります。

この条文の中身をですね、全部見ていったところで、なかなか条文の改正だけでは判断つきづらいところがございますので、この改正によって何が起きることだけをかいつまんで御説明をさせていただきました。あとはそれぞれの中でまた御回答させていただきたいと思っております。よろしく御審議をお願いします。

濱田洋一委員長

課長の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

濱崎國治委員

税条例はかなり煩雑ですね、理解に非常に苦しむんですが、ただ1点だけ、扶養親族申告書をですね、扶養親族等というのが入ったんですが、等というのが入ったところで扶養親族の範囲が違って来たからこうなったのか、あるいは拡大されたのか、そこだけちょっと教えてください。

垂税務課長

これは先ほど申し上げました単身児童扶養者、これは婚姻をしていない方、あるいは配偶者の生死が明らかでない状態で扶養をされている方ですね、これを単身児童扶養者として新たに設定したことによって等ということが入ってきたということになります。この方につき

ましては合計所得金額が135万を超えなければ令和3年度からですかね、非課税の対象に加えられるということでもあります。だから今までであった寡婦、夫の夫、女性の婦以外にこの単身児童扶養者という方を想定したということでもあります。以上です。

濱崎國治委員

単身児童扶養者というのは、これまで扶養親族ではなかったということですかね。

新町課長補佐

扶養の親族は、子供さんとか扶養はすることはできたということですね。今回は、今まで寡婦、特別寡婦という制度があるんですけども、その該当には先ほど課長が言ったようになってなかったというところで、令和3年度からその方たちも児童扶養手当を受給されてる方、事実婚じゃない人、相手が死んだか不明である人はそこで非課税でありますよということになってきます。

垂税務課長

非課税の対象になってなかったと。扶養の方で扶養者ですよということで申告はできてたんですけど、非課税の対象に入らなかったの、事実婚でないという方はですね。今までは婚姻していて亡くなったとかという人だけが寡婦ということで非課税の対象になってましたけれども、今回はここに単身児童扶養者という方も含めて、ただし所得の上限がありますけれども、そこを入れたことによってその方も、事実婚がない方も非課税の対象にしましたということですよ。

濱田洋一委員長

ほかに質疑ありませんか。

濱之上大成委員

お願いですけどね、どうも標準語に近い、聞いてるとわかったようでわからないときがありますので、休憩していただいて、阿久根弁か脇本弁で説明いただけたらと思います。

[発言する者あり]

濱田洋一委員長

ほかに質疑ありませんか。

[「ないです」と呼ぶ者あり]

なければ、議案第47号について、審査を一時中止いたします。

休憩いたします。

(税務課退室)

(休憩 14:25～14:37)

(財政課・スポーツ推進課入室)

○議案第46号 消費税及び地方消費税の税率の改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

濱田洋一委員長

休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

先ほど審査を中止しておりました議案第46号を議題とし、所管課への質疑を行います。所管課でありますスポーツ推進課長、補佐もお見えですのでよろしくお願いします。

白石純一委員

議案書では29ページ、条例議案等参考の資料では19ページにございます。議案書では

29ページの上の表の一つ下の行ですね。別表第2の(4)のエの備考7の(2)中、500、550、実際には総合体育館の付属設備として放送設備が500円から550円に10%値上げされるということですが、今回の条例は消費税、地方消費税の税率改正、つまり8%から10%になったことによって増額するということですが、それとは今回は、500円から550円は当てはまらないように思えますが、その点を御説明ください。

小中スポーツ推進課長

附属放送設備の使用料についてのお尋ねでありますけれども、今回の消費税につきましては、もともと8%の課税ということでありましたので、それが10%になるということで、もともとの額を割戻して元価格を出した上で1.1を掛けて算出しておりますけれども、それと含めて、以前の改正されたときの資料等を参考に見たんですけれども、この使用料だけが改正をされてなかったということで、500円が元価格のままだったということで、こちらも悩みましたけれども、それに1.1を掛けて、500円が元価格という位置づけで1.1を掛けて550円としたところでございます。

濱田洋一委員長

白石委員、よろしいですか。

白石純一委員

おっしゃられることはわかりましたけれども、ほかの料金変更と性質が違うのかなと思って質問しました。了解です。

竹原信一委員

消費税、今回の2%増税が利用料に与える影響をお話してください。

小園財政課長

お答えいたします。今回、13の条例を改正することにしておりますが、影響額については、17万5千円ほどを見込んでおります。以上でございます。

竹原信一委員

利用料全体から見ると先ほどから議論の中でもほかの人たちの負担、公平性が欠けると言われたけれども、もともと例えば交流センターは年間3千万円維持費がかかっているうちのほんのちょっとしか影響ないんじゃないかなと思うんですけれども、その維持費から比べたらどう感じるようになりますか。

小園財政課長

今回の13の条例にかかる施設の維持管理費でございますが、本年度の予算で今回の13本の条例にかかる維持管理費はですね、約1億7,900万円ほどかかっております。それに対しまして使用料、これは当初予算ベースの数字になりますが、約900万円の歳入を見込んでいるところでございます。

[発言する者あり]

濱田洋一委員長

竹原委員、よろしいですか。

竹原信一委員

はい、わかりました。

濱田洋一委員長

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

ほかになければ議案第46号について、審査を一時中止いたします。

(財政課・スポーツ推進課退室)

濱田洋一委員長

それでは、議案に対する所管課への質疑が終了しましたので、これから採決にうつりますが、議案に関しての賛成、反対の表明については討論の中で行うようお願いいたします。

○議案第44号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定について

濱田洋一委員長

それでは、議案第44号を議題とし、各委員の御意見を伺います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ありませんか。

なければ、次に本議案について討議に入ります。

ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、次に討論に入ります。

ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、議案第44号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定についてを採決いたします。

本案は可決すべきものと決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。

よって、議案第44号は可決すべきものと決しました。

○議案第45号 阿久根市会計年度任用職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の制定について

濱田洋一委員長

次に、議案第45号を議題とし、各委員のご意見を伺います。

ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、次に本議案について討議に入ります。

討議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、次に討論に入ります。

ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、討論を終結いたします。

それでは、議案第45号 阿久根市会計年度任用職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の制定についてを採決いたします。

本案は可決すべきものと決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。

よって議案第45号は可決すべきものと決しました。

○議案第46号 消費税及び地方消費税の税率の改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

濱田洋一委員長

次に、議案第46号を議題とし、各委員の御意見を伺います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、次に本議案について討議に入ります。

白石純一委員

この消費税の税率の改正に伴う関係条例の中で、消費税の変更に伴うとすぐに判断できないような価格の変更がありましたので、そういったところははっきり理由等わかるようにですね、説明をしていただくように今後ともお願いしたいと思います。

〔発言する者あり〕

濱田洋一委員長

ほかに討議ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

なければ、次に討論に入ります。

竹原信一委員

反対の立場で討論いたします。

今回の消費税に合わせて阿久根市の施設の使用料を値上げする。そもそも年間の阿久根市全体の使用料が1億7,900万円で、使用料がわずか900万円、今まで徴収している今までの分が。そして、2%増税することでわずか17万円ほどの収入になる。ほんとにこの使用料全体から見ても、維持費だ。維持費から見てもほんのわずかにしか貢献しないんですね。そして、しかし値上げというのは使いにくさにすぐ響きます。100分の1ですよ。1億7,900万円、千分の1か。千分の1しか貢献しないものをわざわざ上げて使いにくくすると。全く無意味です。反対すべきだと思います。

濱田洋一委員長

ほかに討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

なければ討論を終結いたします。

それでは、採決いたします。

議案第46号について、可決すべきものと決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手多数と認めます。

よって本案は可決すべきものと決しました。

○議案第47号 阿久根市税条例等の一部を改正する条例の制定について

濱田洋一委員長

次に、議案第47号を議題とし、各委員の御意見を伺います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、次に本議案について討議に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、次に討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、討論を終結いたします。

それでは、議案第47号 阿久根市税条例等の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。

よって議案第47号は可決すべきものと決しました。

休憩に入ります。

(休憩 14:44～14:55)

○所管事務調査について

濱田洋一委員長

委員会を再開いたします。

次に、本委員会の所管事務調査を議題とします。

先の委員会で、学校規模適正化について及び閉校後の学校施設の利活用についての2項目については、所管課に出席を求め説明を受けることとされましたので、初めに教育総務課に出席を求め、調査したいと思います。

教育総務課の出席をお願いします。

(教育総務課入室)

教育総務課に出席いただきました。

早速ですが、初めに、学校規模適正化について、現状の説明をお願いします。

山元教育総務課長

教育総務課で所管しております、学校規模適正化に関する取組の状況等につきまして、ご説明申し上げます。

本市における学校規模適正化につきましては、現在、阿久根市学校規模適正化協議会を設置し、検討を行っています。協議会の委員につきましては、学識経験者として元高校長と元小学校長の2名、その他必要と認める者として、市PTA連絡協議会会長、市子ども会育成連絡協議会会長、主任児童員、阿久根市社会福祉協議会関係者、教育委員の4名、副市長、福祉課長で構成しております。

会議につきましては、これまで3回の会議を開催するとともに、委員とともに先進地研修に2回出向いております。1回目の会議は、平成30年2月23日に開催し、国の考え方を報告するとともに、市のこれまでの経緯等を説明しております。2回目の会議は、平成30年7月30日に開催し、小中一貫教育について説明するとともに、本市が目指す適正な学校規模の理念等について協議をいたしております。3回目の会議は、平成31年3月14日に開催し、小規模校の保護者に行った意見交換の内容や、引き続き本市が目指す適正な学校規模の理念や方針、教育の方向性等について協議を行っております。先進地研修につきましては、平成30年9月26日に薩摩川内市にお伺いし、学校再編のあゆみについて、これまでの経緯や保護者や地域との合意のあり方などを中心に研修しております。また、本年7月1

7日には、さつま町教育委員会と薩摩川内市の東郷学園を訪問し、さつま町では、学校規模適正化計画の経緯や内容、保護者や地域との合意のあり方などを中心に、そして東郷学園では、新しくなった校舎を見学させていただくとともに、小中一貫教育の内容について研修をさせていただきました。

また、これらの学校規模適正化協議会の研修とは別に、教育委員会では、平成30年10月12日に、九州都市教育長協議会定期総会からの帰路の際に、大分県佐伯市の蒲江翔南^{かまえしょうなん}学園を訪問し、施設一貫型の小中一貫校を見学させていただくとともに、佐伯市教育委員会から、学校規模適正化の取組や小中一貫校の開校までの経緯などを説明をいただきました。ちなみに、この蒲江翔南学園は、4中学校と6小学校、1分校を統合し、発足した学校でございます。また、平成31年2月7日には、教育委員とともに宮崎県串間市を訪問し、串間市内全6中学校を統合するとともに、連携型中高一貫校として発足した串間中学校を見学させていただき、その経緯と保護者や地域との合意のあり方などをお聞きしてきたところです。

なお、今後、学校規模適正化協議会において、引き続き協議を重ね、来年3月を目途に、本市における学校の適正規模に関する方針を取りまとめ、教育委員会に対し提言する予定としております。

以上で説明を終わりますが、よろしくお願いたします。

濱田洋一委員長

課長の説明が終わりました。

質疑はありませんか。

竹之内和満委員

今の説明をいただいてですね、10年前にまずは学校統合の問題があって、4つの中学校を2つにするという、鶴中と大川中が閉校になって三笠中と阿久根中にするということをしたんですがうまくいかなかったと。今回、大川中学校が阿久根中と統合するということなんですが、今後の見通しですね。鶴川内中がどうなるのか。また、小学校に関してはどうなるのか。それをお聞きしたいと思います。

山元教育総務課長

今後の規模適正化の方針につきましては、大川中学校につきましては、今、委員のほうからございましたように来年の3月に閉校ということで先日条例を可決していただきましたけれども、そのほかの学校につきましては、今のところ協議会で検討を行っているということで、今後、来年の3月をめどにどういった方向性を出すかということで、現在、検討がなされているところでございます。

竹之内和満委員

先ほどの説明で、研修先が小中一貫校、中高一貫校もなんですが、単に中学校を減らす、小学校を減らすではなくて、一貫校も考えて規模適正化を図るということですか。

山元教育総務課長

ここにつきましても、視察先といたしまして小中一貫、あるいは中高一貫というところを視察をおこなっておりますけれども、市として小中一貫校を目指すとかいうことではございませんで、そういうところを視察は行っていますけれども、どういった形態になるかというのは、規模適正化協議会の中で検討なされていくものというふうに考えているところでございます。

竹之内和満委員

大体わかりましたが、ただ小中一貫校もある程度考えながら、どうなるかわからないけれ

ども、全ての可能性はなくさないということですかね。

山元教育総務課長

そういったこともございまして、これまでの規模適正化協議会の中でも小中一貫校というのがどういったものであるかというようなことも、説明というのはさせていただいたところでございます。

白石純一委員

協議会のメンバーで元高校の校長ですか、と元小学校の校長がそれぞれいらっしゃるということですが、その2名の方は阿久根市内で校長を勤められた方でしょうか。

山元教育総務課長

元高校の校長と小学校の校長経験者ということなのですが、申しわけありません、地元の、阿久根の学校で校長を勤められたかというところはちょっと確認ができておりません。

白石純一委員

規模適正化というだけではですね、数だけで判断するというところで、色合いが一般的には濃いのかと思うんですが、やはり阿久根独自の地域性とか、立派な文化である50歳組とかという事情もあります。そういった地域性だとか阿久根固有の文化等もやはり地元におられた先生方であればより身近に感じておられるわけですが、そうでない場合はその辺りがわかってらっしゃるのかという懸念はありますが、いかがでしょうか。

山元教育総務課長

どちらの方も阿久根市の出身の方で、現在も阿久根市に住んでおられる方ということで、それぞれの地域の中の50歳組のことですとか、そういう地域性については十分御理解いただけてるのではなかというふうに考えているところでございます。

野畑直委員

今、説明を聞いていると1年半ほどのうちに4カ所ですか、視察をされているみたいですが、協議会も3回され、その中で視察をしてきて具体的に阿久根の小・中学校の規模適正化についての協議というのには進んでいないんですか。

山元教育総務課長

阿久根市におけます規模適正化をどのようにするかということについては、まだ具体的な検討というところまではなされていないところでございますが、今後、そういったところを具体的に検討をしていって、年度末、来年の3月までには一定の方針というものを取りまとめられればと考えているところでございます。

野畑直委員

確かに1年半ほど協議会も3回して、何の結論も出ないでということであれば、私もいつになるのかなというふうに考えて今質問してるんですけども、今、課長の説明で来年3月ごろまでには方針を出せるんじゃないかということですけども、まだ、この小中一貫校とか視察をされていますけれども、まだほかに視察を予定しようという考えもあるんですか。

山元教育総務課長

参考になる場所があれば、今後行くこともあり得るというふうには思っていますが、今のところ具体的に予定があるということではございませんが、今後、必要に応じて行くこともあるというふうに考えているところでございます。

野畑直委員

これまで協議会を3回されているということですので、何らかの結論が出ていると思うんですけども、例えば、阿久根市の小学校が9校現在ありますけれども、考え方として学校

の規模として人数を考えているのか、それとも地域性も考えているのか、そういうことも全く白紙の状態ですか。

山元教育総務課長

ここにつきましては、小学校9校、それから中学校、大川中学校含めて4校ですけれども、それぞれの小学校の今後数年間の児童・生徒の推移等を踏まえて、それぞれ例えば5年後にどれくらいの児童・生徒になることが見込まれるとか、そういった資料を協議会の中でお示しをしながら、例えば5年後に生徒数が1桁になるような学校をどうするのかとか、そのような議論はしておりますけれども、具体的にこの学校をどうするかというようなお話というのは、現時点ではまだ出ていないところでございます。

野畑直委員

それでは質問を変えますけれども、この3回の協議会の中で意見としてこういうことが主な意見であるというのは、例えばどのような意見が出てますか。

山元教育総務課長

規模の適正化につきまして議論をする中で、例えば今議員の皆さまからもお話がございましたように、単に数合わせ的なものではなくて、どのような理念をもって規模適正化を進めるのか。規模適正化で単に統廃合するということではなくて、統廃合したことによって、おり子供たちの教育が充実されるような、そういったものをやはりもって臨むべきではないかというような意見ですとけ、協議会の中でも小規模校の良さがあるのではないかというような御意見の委員もいらっしゃるれば、やはり効率的な経営規模を目指すべきではないかというようないろんな御意見も出されているところでございます。

野畑直委員

大川中学校の廃校ということになりますよね。この中で行政が主体となって廃校じゃなくて、保護者が結局大川中学校にはもう出さないという意見を聞いて廃校に向かったというふうに私は聞いているところがあるんですけども、保護者の方々の意見を聞くとですね、やはり子供は人数の多い学校にやっっているんなスポーツにしろ、できるところに行くには人数がいなくてできないわけですから、そういう希望が前回、議員と語る会の中でも出ておりましたので、やはり少人数の学校がいいという意見もあるかもしれませんけれども、やはり保護者主体の考え方というのを取り入れて、私はこの協議会の中でも話し合っていたかと思っておりますので、来年の3月にどういう結論が出てくるのかわかりませんが、今まで話を聞いた中で、やっぱり保護者の考え方というのを優先して、委員会の委員の意見だけではなくてですね、一番重要なのは子供たちの将来のことを考えないといけないと思っておりますので、その辺も協議会の中で含めて話し合いをしてもらいたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

山元教育総務課長

今、野畑委員のほうからもございましたように、やはり教育委員会といたしましても、まずは児童・生徒、それから保護者の方々の御意見というのを大切にしていきたいというふうに考えているところでございます。そのようなこともございまして、教育委員会といたしましても、特に規模の小さな小学校の保護者の方々とこれまで御意見をうかがう機会を設けているところでございます。田代小学校ですとか、鶴川内小・中学校、尾崎小学校、こういったところで保護者の方々の御意見をうかがったところでございます。その中にはやはり保護者の方々の御意見というのもやはり小規模校の良さがあるんだという保護者の方もおられれば、やはり一定の規模があるところで勉強させたり、部活動させたりしたいというようなそ

それぞれのやっぱり御意見があるようでございますので、そういった御意見を踏まえながら、今後、規模適正化協議会の中でも検討を進めていければというふうに考えているところでございます。

濱田洋一委員長

ほかに。

濱之上大成委員

確認なんですけどね、今、協議会での話し合いの中でですね、今出たそういった話以外、ほかにはどんなのが出たんですか。といいますのは、小中一貫校とか、適正規模がというような捉え方で私たちも思ってるんですが、どうも子供のため、子供のためと言ってんですけども、現状はですね、小さな学校であったり、そういうことによって今度は教職員の働き方改革ではないんですがね、結局56時間という残業の問題、あるいは小学校54時間という状況があります。全国的には、最終的には45時間という決まりがあるんですけども、やはりそこにはPTA活動のための問題、あるいは部活動のために先生がボランティアでせないかんとか、そういうのが出てきますよね。そういった話し合いは、きょうは学校教育課がいらっしゃらないのであえて言うのもなんですけど。私の個人的な小中一貫校というのは、やはり気持ち的には今40人学級という問題もですね、本来であればこういう状況になったら30人学級が必要ではないのかなとか、そういう話を僕は思うんです。それと同時に、この前も言いましたように、普通学級が例えば39人、特別支援に2人いるとすると合計が41人ですよ。そうすれば2クラスできるわけです、一緒にすればですよ。だけでも支援教室に2人だと、普通学級は39人だと1クラスしかできないんですよ。だからそういった話し合いとか、あるいはそういう先生たちのそういう労働環境とかいった話し合いは出てないんですかね。どうですか。

委員長、多分出てないんだと思います。そこで、私が思うにはですね、やはりそういったもろもろも検討していただいて小中一貫校、あるいは適正規模、そういうのをすべきだと僕は思っております。だから先ほど野畑委員がおっしゃったように大川の問題もですが、過去に隼人小の問題も、結局PTAの役員の問題があったりしてですね、結局、場所によって、一緒になってもらいたいというような親の都合があったりしたものですから、やはりそこにも保護者の意見を聞くと同時にですね、教育委員会の人たちも現場の状況、そういったものを把握して、しっかりと協議会ができればなど。これは要望ですけどね。これだけ言ってもそういう話はなかったということで理解していいですか。

山元教育総務課長

働き方改革といいますか、学校の教頭先生方の勤務状況とか、そういうことについて議論がなされたというのは協議会の中でもございました。あと、規模につきましても、文部科学省が示しております学校の適正規模を示す中で、阿久根市の小・中学校がどの程度の規模のところ当たるのか。適正規模、小規模、過小規模校ということではあるんですけども、阿久根市の学校がどの辺りに位置するのかというのは資料としてお示しをしながら議論していただいているところでございます。

濱之上大成委員

要望ですけどね、教育委員会でそういった話し合いをするときにですね、家庭、地域、学校と三位一体的な非常にかっこいいことを言うんですけども、現状はですよ、43市町中、36市町は例えば学校の閉庁日を決めてるんですよ。阿久根は来年からするようなことを僕は聞きましたが、例えばそういったものにしてもですね、先生たちのやっぱり疲れたと

きには閉庁日というのを決めれば、保護者も休みなんだということですね、理解するような世の中にならないかと思うんですよね。ですから、そういったものを率先して話し合いをしていただいて、私どもも今度視察に行くときの意見としてさせてもらいますけれども。それとやっぱり前向きに動いてください。できれば。ぜひ私の希望ですがね、40人学級、30人学級の阿久根はしているというぐらいの、阿久根はしてるというぐらいのばりばりした率先な意気込みをほしいと思ひまして要望で終わります。

濱田洋一委員長

ほかにありませんか。

白石純一委員

学校規模適正化協議会という名前ですね、規模を適正にするための協議会ということは、今は不適正だという認識のもとでないという名前は付かないわけですよね。ただそれを判断してもらい、地域によっては小規模校でもこの地域にとって必要な適正な規模かもしれないということ判断してもらいのが私は第1の目標だと思うんですけれども、したがって、規模を適正化するための協議会という会自体が本来の目的は何なのかと思います。そしてもう1点は、小学校と中学校によってもまた考え方が違うと思うんですね。その辺りについては課長はどのように、その2点ですね、どう思いますか。

[発言する者あり]

まず1点目を。

山元教育総務課長

この学校規模適正化協議会の所掌の事項といたしましては、学校規模の適正化及び学校統廃合に関する調査研究、それから学校規模の適正化及び学校統廃合計画の検討というふうになってるんですけれども、これは今の規模が不適正ということ前提としていることではなくて、今後阿久根市の学校のあり方としてどういう規模が適正化ということを検討するというような意味での規模適正化協議会というふう考えているところでございます。

白石純一委員

私も全くそうあるべきだと思いますので、例えば市内学校規模のあり方と考える会とかですね、そういう名前だけでもやはり出席する人、あるいはそれを外から見るとその会の名称だけでもその会のあり方、目的がわかりやすいようにしていただくべきだと思います。

2点目は学校規模、小規模校がいいとか大きいほうがいいとか、それは小学校、中学校でも多少考え方が違うと思うんですが、その辺りは課長、あるいはこの協議会の中では出てきましたでしょうか。

濱田洋一委員長

課長の回答があれば、課長補佐が答えられてもいいんじゃないですか。

白石純一委員

質問の意図は小学校、中学校によって多少意見が変わっているんですか。

牛濱教育総務課長補佐

ただいまの白石委員の質問に対してなんですけれども、中学校はですね、学級数に応じて教科の先生が入るか、入らないか、そのような問題点もございます。また、小学校においては通学距離の問題が出てきますので、そういう部分については協議会の中で議論はしているところでございます。以上でございます。

白石純一委員

わかりました。小学校と中学校はやはり対象背景とか、今おっしゃったようなところが違

うと思いますので、その辺りはよく認識されていらっしゃると思いますけど、よろしく願いします。

濱田洋一委員長

ほかにありませんか。

濱崎國治委員

先ほどの教育総務課長の適正化協議会の状況を聞いてみますと、来年3月に協議会で報告をされるような話ですけれども、まだ具体的に適正化をどう進めて、各学校ごとの規模関係についても協議はあまり進んでいないんじゃないかなという気がいたします。と言いますのは、小中一貫校の関係とか、あるいはさつま町、あるいは薩摩川内市、あるいは串間市と、いろんなどころを見ていただいているところですが、まだ、早く統廃合されたとか、あるいは小中一貫校をされたところの状況を把握して、どういうメリットがあって、どういうデメリットがあって、阿久根はどうしたらいいのかという、阿久根をどうするかという協議までまだ入っていないような気がするんですけど、その辺は課長、どうなんですか。

山元教育総務課長

今、濱崎委員のほうからございましたように、現状といたしましては先進地にお伺いして話をうかがったりする中で、小規模校、大規模校のメリット、デメリット、こういったところを確認しているところでございます。今後、10月に協議会の開催を予定しているんですが、その中で具体的な話にいければというふうに事務局としては考えているところでございます。

濱崎國治委員

前ですよ、適正化規模で報告があったの資料はありますか。中学校については平成24、5年ですか、統廃合、2カ所に統廃合する。

[発言する者あり]

濱田洋一委員長

19年です。

濱崎國治委員

私の言ったのは、中学校の統廃合をいつするかという時期的な関係ですよ。いつから統廃合する、あるいは小学校はいつから統廃合するというのは、その資料はありますか。

山元教育総務課長

前回の平成17年のときに取りまとめられた提言によりますと、鶴川内中学校を阿久根中学校と三笠中学校へ平成20年度統合、尾崎小学校を山下小学校へ、田代小学校を鶴川内小学校へ平成20年度統合ということで明記されているところでございます。

濱崎國治委員

中学校もそうすると20年度ですか。

山元教育総務課長

今、手元でございます提言の資料といたしましては、中学校につきましては、大川中学校を阿久根中学校へ、鶴川内中学校を阿久根中学校と三笠中学校へ平成20年度統合、尾崎小学校を山下小学校へ、田代小学校を鶴川内小学校へ平成20年度統合と。

牛濱教育総務課長補佐

今の提言について補足いたしますけれども、これは平成17年当時に出されたものです。それ以後、教育委員会のほうで各地域を回られて、それが今、濱崎委員がおっしゃったような平成19年度ぐらいまでかけてこれについて協力というか、検討していただきたいという

ことで地域を回っておりますので、その後は少し伸びてるといふふうに理解していただければと思います。

濱崎國治委員

平成20年度というので、私の記憶では23年か24年度じゃなかったかなと。

[発言する者あり]

それとですね、先ほど視察の関係であったように、小中学校一貫校とするというのが2つあって、市あるいは町全体を一貫校として1校するんだよというその一貫校と、あるいは部分的に近いところを統合して一貫校にするという方法があるような気がするんですが。例えば串間市は市全体で一貫校なんですか。その辺を。

牛濱教育総務課長補佐

串間市は中高一貫校です。連携型の中高一貫です。中学校を串間市は1つにまとめまして、その横に、ちょうど横に高校があるものですから、高校と連携をした中高一貫の連携校ということです。濱崎委員がおっしゃるように、小中一貫の中にも施設一体型と連携型の小中一貫がありまして、施設が別々であっても連携している小中一貫と、あるいは施設が一体になった、東郷学園みたいに一体になって小・中一緒にいるという施設一体型の小中一貫校と2つあると、そういうふうにお考えいただきたいと思います。

濱崎國治委員

ということは、串間市についてはすでに中学校は統合されて1校になっとなったということですね。この阿久根で小規模のこの適正化が進められたときに、小中一貫校というのはあまり出なかったですね。ほとんど小学校のどこを廃止してどこに一緒になると。さっき言った中学校は4校を2校にすると。小中一貫校があまり出なかったのは小規模になってたんですね。中学校も小規模になって、一貫校に合わせても効果はあまりないんじゃないかなというそういうのがあったんじゃないかというのがあるんですが、ですから、10月また開催されるということなんですけど、その辺は十分協議していただいて、小中一貫校とするにはどうなのか、あるいは統廃合はどうかですね、その辺も一つ議論を深めていただきたいというふうに思います。今、小中一貫校とするには阿久根小と阿久根中、あるいは脇本小と三笠中ぐらいじゃないかなという気がします。ほかののはかなり距離的にもあるし、連携型と一体型という話がありましたけれども。なかなかほかの学校とかするには給食センターと一緒に、小学校を全部してしまうか、あるいは高校としてしまうかですね、そんないろんな意見があると思うんですが。抜本的にですね、ぜひしていただきたいんですが、今の児童生徒数から10年先はもっと少なくなっていくわけですので、先を見てですね、そのためには小・中学校の校舎の整備というのも関連してくると思いますので費用もかかりますので、先を見越してですね。川内は3、40人でも統廃合しているような報道もありますので、ぜひその辺は、もちろん児童生徒のことを思い、保護者の考えを聞きながらですね。教育委員会自体も情報提供をするというのも大きな仕事だと思いますので、その辺はですね、あとからちょっともたないというのがないようにですね、ぜひ、その辺をお願いしたいと思います。

濱田洋一委員長

ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

すみません、私のほうからちょっと1点だけよろしいですか。

教育委員会のほうからいろんな説明、そして委員の皆さまからの質問に対する回答を聞きしたんですけども、この適正化協議会の中でこれまで会議を重ねられ、また4回目をこと

しの10月、来月ですけれどもあるということで、そうした中で今後の方針について来年の3月をめど、いわゆる令和2年の3月末ということですね。で、方向性を出していきたいということで課長からありましたけれども、その方向性というのは具体的に例えば今の小・中学校をどういう形にするとか、何年度にどうするとか、そこまで踏み込んだ方向性なんでしょう。どうでしょうか。あと残り半年ぐらいなんですけれども、そこら辺はどうなんですか

[発言する者あり]

山元教育総務課長

この方向性の示し方につきましては、今の段階では具体的な学校を上げてこの学校とこの学校を統合するというようなところまでお示しをする形になるのか、あるいは複式学級を解消するとかそういう表現になるのかですね、個別の学校を上げるのではなくて、複式学級が何年続いたら統合の対象にするとかそういう表現になるのか、その辺りは今から協議会の中で議論がなされていくのかと考えているところです。

濱田洋一委員長

先ほど野畑委員、濱崎委員からもありましたけれども、重複しますけれども、大川中学校についてはここ2年間ぐらいの中で移動教育委員会ですかね、小・中保護者の方々と教育委員会と意見交換をしながら今後のあり方というのを進めてこられて、来年3月をもって閉校ということになったんですけれども、先ほどありました田代小、鶴川内小・中、尾崎小の保護者の方々に何か話をされてるというようなことがありましたけれども、どういった話といいますか、例えば移動教育委員会を行って大川小・中の保護者みたいにそういった協議をされてるのか、そこら辺をちょっと教えていただきたいですが。

山元教育総務課長

今、委員長からございました小規模校の保護者の方々との意見を交換するに当たりましては、教育委員会といたしましては何の前提条件も持たずに、方針というには何も持たずにお伺いしまして、その保護者の方々が今の学校で子供さん方が生活をされる中で、子供さんや保護者の方がどんなふうに思ってるのかというのを率直におうかがいできればというようなスタンスでお伺いしたところでございますので、教育委員会として統廃合の計画があるとか、そういったことは何もお示しをしないで、現状の御意見をおうかがいしたいということで伺ったところでございます。それは私と補佐の2名で伺って話をうかがったというところでございます。

竹之内和満委員

また10年前の話に戻りますけど、ちょうど私は保護者で当事者でありまして、そのときは教育委員会はものすごく強引に進めたんですよ。統合するのが既定路線みたいにみんなが印象を持って、大川小学校の保護者、地域の方、鶴川内中学校の地域、保護者の方、ものすごく反発したんですよ。そこで立ち消えになって、今度は慎重になり過ぎてるような気がするんです。もっと強引に、もっと明確に決めるような形でしないと、必ず反対意見は出るわけですから、それに押しつぶされるんじゃなくてこっちから説得できるような形で持っていけないと思います。ぜひやってください。要望です。

濱田洋一委員長

最後に私のほうから要望ですが、今、竹之内委員からもありましたけれども、やはり保護者の方々、特に小規模校の保護者の方々の御意見、考え方をですね、ほんとに汲んでいただいて、その意見をもとにして協議会のほうで協議されるんですけれども、やはり同時並行で

ですね、それぞれの意見を聞きながら、将来的には例えば2千何年度にはこうありたいと、教育委員会としての学校のあり方ですね。今後のあり方のビジョンを持つといやって、それに向けて協議会といわゆる保護者の御意見をいただいて、どういう方向性がいいのかというのを出していただきたいなというふうに思いますので、ひとつよろしく願います。

ほかに皆さんからありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

それではなければ次に、閉校後の学校施設の利活用について説明をお願いします。

山元教育総務課長

続きまして、閉校後の学校施設の利活用に関する状況等について、御説明申し上げます。

まず鹿児島県内の小学校、中学校数について御説明します。小学校は、5年前の平成27年で国公立私立合計542校でありましたものが、本年度515校と27校減少しております。同じく、中学校は242校あったものが232校と10校減少しております。次に、北薩教育事務所管内ですが、小学校は81校が65校と16校減少し、中学校は36校が30校に減少しております。

小学校も中学校も県内減少数の半分以上が北薩地区で廃校となっている状況がございます。中でも薩摩川内市は、平成27年度の小学校34校が本年度26校に、中学校は15校、これは休校の1校を含みますが、これが13校となっております。また、長島町では、平成27年度の小学校9校が本年度7校に、中学校は5校が変わらず5校となっております。出水市は、小学校15校、これも休校1校含みますが、これが14校、中学校8校、これが7校と、1校ずつ減少していますが、これは、荘小・中学校が義務教育学校の鶴荘学園となったことによるものでございます。

そこで、廃校利用の状況ですが、文部科学省の実態調査によりますと、平成30年5月1日現在で、全国で施設が現存している廃校数が6,580校、内活用されているものが4,905校、活用されていないものが1,675校であり、活用されていない1,675校のうち活用の用途が決まっているものが204校となっております。活用の例としては、社会体育施設や社会教育施設、体験交流施設、企業や法人等の施設が主なものとなっております。

薩摩川内市では、山田小や南瀬^{のうぜ}小には外国人技能実習研修施設が、そして東郷中学校には神村学園の宿泊研修施設が、高江中には民間スポーツ拠点施設が進出するなどの事例があります。また、長島町では、田尻小に精密プレス金型製造の株式会社東郷が進出し、幣串^{へぐし}小では、教室の1部屋でアロエの栽培をされているようですが、なかなか活用が進まないのが現状とのことでございました。

大川中学校につきましては、令和2年3月31日をもって閉校するため、先の令和元年第2回市議会定例会におきまして、阿久根市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について可決していただいたところでございます。閉校後の活用につきましては、今議会の一般質問でもお尋ねがあったところでございますが、教育委員会といたしましては、現在、地域の方々から、地元として活用案を出したいとの御意見もございまして、その動きを見守っている状況であり、時期をとらえて協議を進めてまいりたいというふうに考えております。

今後も、他の自治体における閉校後の学校施設等の活用に関する情報を得ながら、本市の地域振興に資する活用策について検討してまいりたいと考えております。

以上で説明を終わりますが、よろしく願いいたします。

濱田洋一委員長

課長の説明が終わりました。

質疑はありませんか。

白石純一委員

きのうの一般質問でも質問をさせていただきました。地域から地元としての活用方法を考えていただくのでそれを待っている状況というのは大変大切でよくわかりますが、市として何らかの活用について候補として考えられていることは一切ないですか。

山元教育総務課長

現時点では明確に市としての活用策というのは持ち合わせていないところです。

白石純一委員

候補としてもこういう施設にどうかということも一切ないということですか。

山元教育総務課長

教育委員会といたしましても、先進的な取組をされているところを見たりして、こういったのも阿久根でもいいんじゃないかなというようなのはございますけれども、具体的にこういった活用方針ということでお示しできるようなものは現在ないところでございます。

濱崎國治委員

大川中の敷地面積と建物の面積を教えてください。

濱田洋一委員長

休憩に入ります。

(休憩 15:46～15:48)

濱田洋一委員長

休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

山元教育総務課長

建物の敷地面積が7,544平方メートル、敷地の全体の公地面積につきましては14,790平米でございます。

[発言する者あり]

濱田洋一委員長

休憩に入ります。

(休憩 15:49～15:53)

濱田洋一委員長

休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

山元教育総務課長

先ほどの敷地面積7,544は誤りでございまして、おおよそですが3,100平米ほどですが、正確なものについてはのちほどお示しをさせていただきます。

濱崎國治委員

大川地区でですね、的場地区で14,790平方メートルの敷地というのはですね、非常に大きい面積ということで、あそこの大川地区、あるいは的場地区にとってあそこの利活用によっては地区の活性化にですね、大きく影響を受けると思うんですね。そういうことから

しますと、やはり早目にですね、地域の人たちの要望もいろいろあるんでしょうけれども、情報発信も私はするべきじゃないかなと。もちろん、地域の人たちがこうこうしてこんな利活用としても、それが実現するかはまた別問題ですので。その仕方というのも十分私は考えんといかんと思います。というのは、旧阿久根高校跡地がですね、最初からいろいろしとつてもなかなか決定案がないという状況の中で。阿久根高校の場合もこの前の一般質問であったとおり、校舎によっては目視で活用が難しいんじゃないかなというところもあります。ただ、大川中の場合はまだ阿久根高校よりも新しいという気がしますので、早目にですね、休校、廃校したら取り組みをしないと手遅れになってしまうような気がします。薩摩川内市では休校になってすぐ取り組んでああいうふうになったわけですので、まだ校舎がそのまま使えるという状況ですね、活用できるという。でも阿久根高校の場合はなかなかすぐ活用できるというのはなかなか難しい部分もありますので。それからするとこの14,790平米をですね、有効に利活用することによって、大川地区の活性化に十分すぎるほど寄与すると思いますのでですね、ぜひその辺は早目にいろんな手を打ってほしいというのが意見です。

山元教育総務課長

ただいま濱崎委員のほうからもございますとおり、教育委員会といたしましても、現在の、的場地区のほうでの議論もございますので、そちらを状況を見ておりますが、今後、やはり時期を捉えまして教育委員会としても協議の中に早めに加わっていきまして、具体的な活用策について検討を進めていければというふうに思っているところでございます。

白石純一委員

教育委員会で考えることは限られると思うんですよね。やはりこれは市としての取組ですから、教育委員会というよりも市でやはり取り組むべきだと思います。

濱田洋一委員長

ほかにございませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

なければ以上で教育総務課への質疑を終結いたします。

(教育総務課退室)

濱田洋一委員長

所管課への質疑が終了しましたが、今後の調査について皆様の御意見をおうかがいいたします。

竹之内和満委員

川内原発に行くのはまだ。

濱田洋一委員長

それはあとから出てきますので。

[発言する者あり]

教育総務課への調査等についてお話しいただきましたけれども、質疑が終わりました。皆さまの御意見が。ほかに例えば先進地ということもありますけれども、何が御意見ございませんでしょうか。

野畑直委員

先ほど北薩地区のほうがこの統廃合については進んでいるという教育総務課の話でしたけれども、近場ですね、どのような感じで進んでいるところですよ、北薩地区ですよ、考

え方があると思うんですが、どうも阿久根市の場合は進まないという観を持っておりまして、小学校が81校中、65校で16校も減ったという。やはりどのような感じで進めてこういう形になってきたのかというのは身近なところで調査する必要はないのかとは思いますが、やはりあまり遠いところに行っても、地域が違うところの話よりも近いところでどのような形で進んできたのかというのを調査してもいいのかなと私は思うんですが。

竹原信一委員

適正化という言葉の定義の話をもっと最初で言っていましたけども、そもそも適正な人数というものを、あるのかなと。もっと根本的な部分に深く立ち入った考えというかな、議論が必要じゃないかと思うんです。教育というのはそもそもどういう形でやるのがいいのかというのは私たち教育の素人があってもないこうでもないと言ってしまうわけですよ。ほんとにその、その人数的なものについては教育の専門というか、学級的にやっている人たちの考えというものをですね、集めて、来てもらって話ししてもらい必要もなく、ネットでも何でも資料を読み込んで考えて見る、そこら辺から始めないかと思えますよ。深く考えてみましょうよ。子供の資質によっても違うだろうし、求めるべきもない規模の話をもっと最初から言ってしまう方がいいわけですよ、状況が今のこの状態なのに。

白石純一委員

私は参考人として話を聞いてみたいんですね、この規模適正化で。保護者の方は少ない人数だとかわいそうだという気持ちはよくわかります。というのは自分たちはおそらく今よりも大きな、現状よりも大人数の学校を卒業された方がほとんどでしょうから、自分の経験に比べると友達が少ないんじゃないかと心配される気持ちはよくわかります。一方で親御さん世代でですね、複式学級を卒業したという方が阿久根市の在住の方に話を聞いたところ、自分は複式学級の非常に小さな学校で先生も親身になってくれて自分はよかったんだと、小規模校でも問題ない、むしろそっちのほうがよかったんだとおっしゃる方もいらっしゃいました。そういう意見も聞いてみたいという気はしております。

竹原信一委員

先ほど私が言ったのはちょっと理由がありまして、アメリカの研究ではですね、学校の集団教育を受けた子と、学校に行かずに、学校に行けなくなって勉強した子供たちと比べると、学校に行かなかった子のほうが積極的につながりをつけようとする傾向がある。いじめなんか起こしにくいというそういう結果が出ております。ですから私たちはね、何かな、多く友達がいないといけないという考え方よりも、もっと深く本当の、その何だっけ、人づきあいができる人間をつくるというのは、必ずしも多いほうがいいのか、そういうことじゃないと思いますよ。

濱崎國治委員

竹原委員の話もそうなのかなと、学校自体を否定するような話もされる方もいるし、ほかの考えもあるでしょうけれども。先ほど野畑委員からあったようにですね、近くの薩摩川内市がですね、適正化かどうかわかりませんが、統廃合をやってらっしゃる。そういうところでも実際、当事者の話を聞いてですね、私たちもしたほうがいいのかというふうには思います。それからもう一つは、先ほど専門家の話を聞くのはなかなかなんですけれども、どっか講演会でもあったらそういうところに委員会として聞きに行ってもいいのかなと、近いところですよ、やっぱり。東京に行くわけにいかんでしょうから、鹿児島県内で何かそういう講演会でもあったらですね、時期が合ったら聞いてみたいというふうに思います。

竹原信一委員

たぶんですね、ネット上に研究家の話している、言ったもの、本でもいいでしょうし、そういうのは見つけることができるかもしれないですね。ちょっと事務局探してみてもらえない。

白石純一委員

今、適正化のことですかね。両方でいいんですか。

濱田洋一委員長

適正化でもいいし、両方でも。

白石純一委員

閉校後の利活用について、専門家的な御意見を聞ける場所というので、九州閉校サミットという会議が10月に福岡で行われます。また、今月は宮崎で九州廃校学会という学会もあります。そういった形で、事務局にはお伝えしたんですが、そういう勉強する機会はたくさんあると思います。そういったところに我々ももし機会があれば行くのも、私は個人でも行ってみたいとは思っていますが、それが1点。そして実際に閉校後利活用された例が薩摩川内市、あるいは鹿児島県内にも多くありますので、また県外にも多くありますので、その中で幾つかは実際現地で見たいと思います。

濱田洋一委員長

ほかにありませんか。

野畑直委員

私はですね、我々議会のほうで決定権があるとは思ってなくて、実際、教育委員会、役所のほうで学校規模適正化協議会というのがスタートしているわけですので、我々の議会の考え方として私は先ほどのような感じで廃校がこの北薩地区で多く進んだのかという、我々はその知識をもって執行部が提案したことに対する勉強はする必要があるという考え方での先の発言ですので、自分たちがこうしたからそれで決まっていくことではないと思っておりますので、やはり執行部から提案されたことに対する意見を言えるような勉強をしておくべきじゃないかという考えの提案でありますので、何も自分たちが決定できることとは思っておりませんので、その辺をちょっと考え方が違う人もいるのかなというふうにも感じましたので、付け加えておきます。

濱田洋一委員長

ほかの委員の方々ありませんか。

竹之内和満委員

重なるんですが、薩摩川内市が統合とか跡地利用とかでも出てきてるみたいですので、薩摩川内に研修にいったらどうかというふうに思います。

濱田洋一委員長

ほかにありませか。

今、各委員のほうから近いところで、いわゆる学校規模適正化、いわゆる統廃合であったりそういう行政が実際行った先進地を勉強に行こうやとか、いろんな話が出ました。また、九州閉校サミットですかね、勉強する意味では一つの案ではなかろうかと思っております。今、皆様方からいただきましたいろんな御意見をまた事務局とまとめまして、報告をしながら、いわゆる先進地調査という方向で進めたいと思っておりますが、それでよろしでしょうか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

白石純一委員

先進地かどうかはわかりませんよね。他の事例と。

濱田洋一委員長

わかりました。今、白石委員からありました文言の中でほかの自治体の事例をとということで、事例研修というようなことで詰めていきたいと思いますが、それでよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

続きまして、川内原子力発電所に係る調査につきまして、先の委員会で九州電力に説明を求めると決定しましたが、現在、九州電力に期日を示しながら、その回答を待っているところでもあります。きょう現在のところ回答がありませんので、この日程が決まり次第お知らせいたしますので、よろしく願いいたします。原発関連については以上ですけれども、委員の方から何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

以上で当委員会に付託されました案件はすべて議了しました。

ただいま議決されました案件に対する委員会審査報告書の作成及び委員長報告、議会だより原稿の記載及び提出につきましては、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。

よって、そのように決しました。

以上で本日の総務文教委員会を散会いたします。

(散 会 16時11分)

総務文教委員会委員長 濱 田 洋 一